

平成二十一年一月七日

青森県教育委員会第七百二十回定例会

期日 平成二十一年一月七日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二議案

議案第一号 八戸市立高等看護学院の専修学校認可について

議案第二号 学校職員の人事について

（非公開の会議）

1

三その他

大湊地区における連携型中高一貫教育の見直しについて  
職員の懲戒処分の状況について

5 3

四閉会

議案第一号

公立専修学校設置の認可について

八戸市より認可申請のあつた公立専修学校の設置については、学校教育法第一百二十条第二項の規定に基づき審査した結果、別紙のとおり基準に適合していることから、第百三十条第一項により次のとおり認可する。

名 称	位 置	開設の時期
八戸市立高等看護学院	青森県八戸市青葉二丁目十七番四号	平成二十一年四月一日

## 八戸市立高等看護学院に係る審査状況

	学校教育法	対象校の状況
第124条	第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うに當該教育を行ふにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。) は專修学校とする。 一 授業年限が1年以上であること。 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数(※年間800時間)以上であること。 三 教育を受けける者が常時40人以上であること。	・修業年限は2年 ・課程修了に必要な授業時数は2,100時間(1年次1,086時間 2年次1,014時間) ・定員は1,000人(50人×2学年) としており、適合している。
第125条	専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。 〔② 高等課程にについての規定。表記省略〕 ③ 専修学校の専門課程においては、はこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる學力があると認められた者に対する教育を行ふものとする。 〔④ 一般課程についての規定。表記省略〕	入学資格を ①高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師 ②免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師 ③の中学校卒業後に受験する者については、学校教育法施行規則183条第3号に基づき、個別の入学審査資格を設け高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者を入学させることとしており、①②とも適合している。
第127条	専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。 一 専修学校を経営するためには必要な経済的基礎を有すること。 二 設置者(設置者が法人である場合は、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するためには必要な知識又は経験を有すること。 三 設置者が社会的信望を有すること。	設置者は八戸市であり、適合している。
第128条	専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数 (※専門課程・医療関係で総定員100人の場合、必要教員数は4人以上。) 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境 (※校舎面積…専門課程・医療関係・41人以上の場合、440平方メートル以上。) (※校地面積…校舎等を保有するに必要な面積) 三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備 (※位置及び環境…教育上及び保健衛生上適切なもの) 四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱	専任教員数は7人 ・専任教員に八戸市医師会立八戸市准看護学院が併置されている が、本校の専有面積は716.966m <sup>2</sup> である。その他の項目についても、これまでの看護師養成所としての実績を踏まえ、必要な環境等を備えていると考えられることから、全て適合している。
第129条	専修学校には、校長及び相当の教員を置かなければならない。 ② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ教育、学術又は文化に関する業務に從事した者でなければならない。 ③ 専修学校の教員は、その相当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。 (※専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等において関連業務に從事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該課程を修了後、学校、研究所等で関連業務に從事した者であつて、6年以上となる者) (※学士の学位を有する者については2年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者については4年以上、学校、研究所等において関連業務に從事した者)	・校長は、これまでにも本校において指導を行ってきた者であり、これまでの多くの実績を踏まえ、教育に関する見識を有し、かつ、教育に関する業務に従事した者と考へる。 ・専任教員は、専修学校の専門課程等を終了後、学校、研究所等で関連業務に從事した者で関連業務の修業年限と同様に計算して必要年数となる者である。 よって、適合している。

専修学校設置基準において具体的に定められている項目については、(※)書きとしてゴシック体で書き加えて表記した。

## 大湊地区における連携型中高一貫教育の見直しについて

### 1 本県における連携型中高一貫教育の取組状況

#### (1) 導入時期

- 平成13年度 田子町立田子中学校と県立田子高等学校
- 平成14年度 むつ市立大湊中学校と県立大湊高等学校

#### (2) 取組の成果

- 高校教員の中学校への乗り入れ授業による中学生の基礎学力の向上
- 系統的な進路指導による中学生の高校理解や進路意識の向上
- 中学校と高等学校の教員の他校種に対する相互理解の促進
- 教育内容のPRや中高合同の学校行事による保護者や地域住民の学校理解の促進

#### (3) 取組を継続していく上での課題

- 連携中学校における生徒数の減少
- 連携型入学者選抜によって合格した生徒の学習意欲の持続

※連携型入学者選抜…郷土研究レポート提出、面接、作文等により実施

### 2 中高一貫教育を取り巻く環境の変化

連携型中高一貫教育を導入した当時に比べ、県内各地において小中連携や中高連携に関する取組が行われるなど、小・中・高を通じた計画的・継続的な教育の重要性について、教員及び関係者の理解が深まっている。

### 3 県立高等学校教育改革第3次実施計画における考え方

特定の中学校と高等学校の間で入学者選抜を行う連携型中高一貫教育について見直しを進める。

### 4 大湊地区において連携型中高一貫教育を継続していく上での課題

#### (1) 大湊高等学校への入学者数の減少

大湊中学校から連携型入学者選抜によって入学する生徒の数が定員の約1割で推移する中、中高一貫教育のメリットを生かした学習指導、進路指導が難しい。

#### (2) 大湊中学校における生徒の進路志望の多様化

生徒の約半数が大湊高等学校以外の高校へ進学を希望する中、大湊中学校においては進路志望の多様化に対応した適切な指導が難しい。

#### (3) むつ市における小中一貫教育の導入

大湊中学校では、学区外の小学校から連携型入学者選抜によって大湊高等学校へ入学することを希望する児童を受け入れるため「連携コース」を設けているが、むつ市が導入する小中一貫教育では、大湊中学校は大湊小学校と城ヶ沢小学校の2校と連携することから、「連携コース」は、事実上、継続が困難となる。

## 5 連携型中高一貫教育の方向性に関する説明会等の実施

- (1) むつ市教育委員会との意見交換（平成20年8月26日）
- (2) むつ市小中校長会への説明（平成20年10月8日）
- (3) 保護者及び地域住民等を対象とした説明会の開催（平成20年12月5日）

## 6 大湊地区における連携型中高一貫教育の見直し

大湊地区における連携型中高一貫教育については、これまでの取組における成果や、取組を継続していく上での課題、中高一貫教育を取り巻く環境の変化などを総合的に勘案し、当該地区のみならず、地域全体を視野に入れた小・中・高の12年間を見通した計画的・継続的な教育の推進という観点から、発展的に解消するものとする。

なお、連携型中高一貫教育の解消に当たって、制度として位置付けられている大湊中学校の「連携コース」と大湊高等学校における「連携型入学者選抜」を廃止する。

### (1) 大湊中学校における「連携コース」の廃止

平成21年度から廃止する。 ※現在小学校6年生の児童から対象

現在、大湊中学校の「連携コース」に在籍している生徒については、中学校卒業まで「連携型入学者選抜」に係る指導体制を維持する。

### (2) 大湊高等学校における「連携型入学者選抜」の廃止

平成24年度青森県立高等学校入学者選抜から廃止する。

平成23年度までに入学した生徒については、他の生徒と同様に卒業まで細かな学習指導や進路指導を行う。

## 7 連携型中高一貫教育の解消に向けた手続き（スケジュール）

- (1) むつ市教委との文書による協議（見直し内容、手続き等）（平成21年1月中旬）
- (2) 関係機関（市町村教育委員会）等への周知（平成21年1月下旬）
- (3) 県教育委員会における規則等の一部改正
  - ①青森県立高等学校入学者選抜要項の一部改正（平成23年度）
  - ②青森県立学校学則の一部改正（平成25年度）
- (4) むつ市教育委員会における規則等の一部改正
  - ①就学に関する規則の一部改正（平成20年度）
  - ②学校の管理運営に関する規則の一部改正（平成25年度）

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

### 平成21年1月(12月1日~12月31日分)

青森県教育委員会

#### 〈事務局分〉

事案1 ①被処分者	青森県教育委員会事務局(出先機関)一般職員(34歳、男性)
②事件の概要等	速度超過(50km/h以上) ・平成20年10月25日(土)午後1時6分頃 ・弘前市内の国道 ・最高速度60km/hのところ、122km/hで走行
③処分内容	減給1月(給料の月額の10分の1)
④処分年月日	平成20年12月11日

#### 〈学校分〉

事案2 ①被処分者	東青地域の高等学校 教諭(42歳、男性)
②事件の概要等	速度超過(30km/h以上50km/h未満) ・平成20年9月30日(火)午前7時13分頃 ・青森市内の国道 ・最高速度60km/hのところ、92km/hで走行
③処分内容	戒告
④処分年月日	平成20年12月17日
事案3 ①被処分者	東青地域の高等学校 事務職員(34歳、女性)
②事件の概要等	速度超過(30km/h以上50km/h未満) ・平成20年9月30日(火)午前7時33分頃 ・青森市内の国道 ・最高速度60km/hのところ、90km/hで走行
③処分内容	戒告
④処分年月日	平成20年12月17日